**平成２２年（フ）第１２１号**
長野県諏訪市豊田178－１ガーデンアベニューＡ202、住民票上の住所長野県北佐久郡立科町大字芦田八ケ野1667番地４
債務者　伊藤　菊代
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　長野地方裁判所諏訪支部

**平成２２年（フ）第２６８６号**
大阪市平野区瓜破１丁目11番７号　グランドハイツタカノⅡ―303、旧住所大阪市平野区長吉長原３丁目15番16―302号
債務者　石川　和仁
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７０６４号**
大阪市西成区花園北２丁目１番17―209号
債務者　苫田　慎一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７４４７号**
大阪府大東市南津の辺町８番18号
債務者　大原設備工業こと　大原　宣嗣
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７５２１号**
大阪府寝屋川市田井町21番16―304号
債務者　幕谷　才彦
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７７０７号**
大阪市東住吉区杭全２丁目２番10―203号
債務者　橋野　和巳
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７７４６号**
大阪市住吉区長居東３丁目５番22号　ファミリーハイツ304号
債務者　山木　　満
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７８３５号**
大阪市生野区巽西３丁目８番22号　巽セントポーリア103号
債務者　川本　勝子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７８６８号**
大阪市生野区桃谷４丁目８番４号リースターハイツ401
債務者　田村　充男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第７８６９号**
大阪市生野区桃谷４丁目８番４号リースターハイツ401
債務者　田村　麻弓
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８０２２号**
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番３―806号
債務者　濵中　末子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８０６８号**
大阪府大東市氷野３丁目６番３号
債務者　西村　康世
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８１４８号**
大阪市東淀川区上新庄２丁目３番５号
債務者　西村　達子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８１６７号**
大阪市此花区伝法５丁目７番22号
債務者　福**錄**　　寿
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８１６８号**
大阪市此花区伝法５丁目７番22号
債務者　福**錄**　聖子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８１９１号**
大阪府大東市寺川１丁目９番1102号
債務者　栃　　美絵
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第８２０８号**
大阪府枚方市北中振１丁目27番33―Ｂ101号
債務者　赤田　正広
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部